

第5回 次世代の刑事弁護を見据えて—北千住パブリック前編—

公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人北千住パブリック法律事務所

押田 朋大 (63期)

1 はじめに

近年、国選刑事弁護を担当する弁護士の数は増加しており、国選を中心とした刑事弁護の担い手については十分足りているようにも思える。しかし、控訴審、上告審を中心になかなか引き取り手のいない事件（滞留事件）や前の国選弁護人が解任に至った事件などの困難案件が存在することは事実である。また、刑事事件は裁判員裁判の開始以降、複雑化が進んでおり、これに対応できる人員もまだ十分とは言い難い。え、現在こうした事件に取り組んでいる弁護士が今後ずっと対応していくかはそれぞれの事情により不透明である。したがって、他の分野でもそうであろうと思われるが、刑事弁護の担い手は、間断なく継続的に育まれていくことが必要不可欠である。

北千住パブリックは、「刑事弁護のプロフェッショナル」を理念の柱として設立された事務所であり、所員一同刑事事件についての研鑽を積むことはもちろん、刑事弁護の担い手の養成に力を入れてきたところであるので、この取り組みについてご紹介する。

2 エクスターンシップ

養成の取り組みは、弁護士対象のものにとどまらない。もっとも早い段階の活動には、ロースクール生を対象にしたものがあり、当事務所ではエクスターンシップがそれにあたる。学生を事務所に招いて、2週間ほどの期間、刑事弁護について研修していただくというものであり、事件記録の検討や起案はもちろん、場合によっては接見に同行したり（ロースクール生が同行する場合にはほとんどの場合一般接見になるが）、法廷傍聴をすることもある。また、目玉プログラムとしては、弁護士が受けるものとはほぼ同じ法廷技術研修を受けていただくということも行っている。現在は一橋、



北パブの恒例行事、エクスターンシップの様子

慶應、早稲田、中央、上智などのロースクールから学生の受け入れを行っているが、それにとどまらず、当事務所のエクスターンシップをどこからか聞きつけて、いわば自己開拓のような形で来てくれた他大学の学生を受け入れたこともある（この場合残念ながら単位認定はされない）。

もともと、刑事事件にまったく関心を持っていない学生は来ていないのであろうが、刑事弁護への関心を強める効果はあるようであり、「検察官志望だが、刑事弁護にも非常に関心が出てきた」とか、「実際に弁護している場面を見て自分も刑事弁護人になりたいと思った」という感想が毎年のように寄せられている。その思いを持ち続けて司法試験を突破し、当事務所の採用に応募してくれる例も少なくない。実際に、当事務所の所属弁護士のうち、3名がエクスターンシップの経験者である（当事務所のOB・OGも含めれば、当事務所のエクスターンシップの経験者は多数に上る）。

3 刑事実務検討会

エクスターンシップとは別に、2か月に1回程度、ロースクール生、修習生を対象に、刑事実務検討会という勉強会を開催している。これは「接見」「冒頭

陳述」「反対尋問」といった刑事事件の場面や、一回結審の事件ではどのような準備を行うべきかなど、各回のテーマを決めて、講義形式の勉強会を開催している。コロナ禍以前は、参加者には当事務所に集まってもらって開催していたが、コロナ禍以降はZoomによる開催となっている。講義を担当するのは当事務所の弁護士や当事務所出身の弁護士であるが、講義を担当しない当事務所の弁護士も複数参加しており、参加者から質問があった場合には講師担当者以外からもコメントがなされることがある。前述のエクスターンシップ参加者が継続的にこの勉強会に参加してくれることも少なくなく、刑事弁護への興味関心を持ち続けることに寄与しているほか、エクスターンシップ参加者が各大学や修習の仲間を誘って参加してくれることもあるため、より刑事弁護へ関心を持つ人を増やし、刑事弁護の裾野を広げる効果も生じている。

4 採用活動

当事務所は弁護士に2年という定められた任期がある事務所であり（任期を更新することは可能であるが）、弁護士の入れ替わりが激しい事務所であることや、前述のとおり刑事弁護の担い手を間断なく養成することを重視しているため、設立以来毎年必ず新人弁護士の採用を行っている。一方で、近年は、修習生の売り手市場となっており、公設事務所においても採用を行うことは年々難しくなっている。当然、来てくれる人がいなければ養成することができないため、この採用活動は事務所活動を基礎づける重要な活動のひとつである。

事前課題を含めた書類選考、面接の2つの行程を経て採用者が決まることとしているが、面接後の選考会議は、全弁護士が1票を持っていることもあり、例年白熱した議論が交わされる。

5 採用後

採用後の新人弁護士についての現在の体制は、指導担当弁護士が2名付くこととしており、新人弁護士は原則として、この2名の弁護士と一緒に仕事をすることにより、養成を受ける体制となっている。指導担当弁護士を2名付けているのは、指導担当弁護士の得意分野に差異があることや、弁護士によって同じような案件であってもアプローチの仕方などは異なることも多く、なにか絶対的な正解があるわけではないことを学んでもらう意味合いがあり、養成に大きく寄与していると考えている。それだけではなく、民事事件、刑事事件、債務整理事件に分けて、新人弁護士が手持ち事件の発表をして、他の弁護士が事件の方針や注意すべき点などを議論する各種の勉強会も行っている。この勉強会は、所属弁護士のみならず経験豊富な当事務所のOB・OG弁護士が参加することもあり、新人弁護士には貴重な機会となっている。

6 結語

このように、当事務所では、学生から新人弁護士に至るまでの活動を通して、次世代の刑事弁護人を生み出し続けるという取り組みを行っている。ここまで書いたことは、当事務所内の取り組みが多かったが、当会の刑事弁護や少年事件に関する委員や研修講師を当事務所の所属メンバーやそのOB・OG弁護士が務めることも少なくなく、当会の刑事弁護の水準を上げることに貢献していると自負している。支えていただいている会員の皆様のご期待に沿えるよう、これからも困難な刑事事件に対しても臆せず堂々と対峙していける弁護人をひとりでも生み出していけるように活動していきたいと考えているところである。